

## 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （経済学）	氏名	西原 鷹一																
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当																		
<p>論 文 題 目</p> <p style="text-align: center;">営業秘密保護制度がイノベーションに与える効果に関するゲーム理論的研究</p>																			
<p>論文審査担当者</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">主 査</td> <td style="width: 20%;">教 授</td> <td style="width: 20%;">野 本 了 三</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td>教 授</td> <td>伊 藤 敏 安</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td>教 授</td> <td>石 田 三 樹</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table>				主 査	教 授	野 本 了 三	印	審査委員	教 授	伊 藤 敏 安	印	審査委員	教 授	石 田 三 樹	印	審査委員			印
主 査	教 授	野 本 了 三	印																
審査委員	教 授	伊 藤 敏 安	印																
審査委員	教 授	石 田 三 樹	印																
審査委員			印																
<p>本研究の第1章「序文」では、営業秘密がこれまで特許と比較して重要視されることなく、営業秘密の保護制度がイノベーションに果たす役割が深く理解されてこなかったという問題意識が提示されるとともに、ゲーム理論に依拠しつつ、営業秘密に関する市場システムを検討するという研究目的が述べられている。</p> <p>第2章「営業秘密法と秘匿」では、営業秘密に関する先行研究をサーベイしている。特許法について概説した上で、特許法と比較しながら営業秘密法の働きを明らかにしている。特許法と営業秘密法の説明では、規定を確認した上で、法のもたらす社会への効果について経済理論的な説明を行い、実情を説明している。さらに、法で守られてこなかった秘密についても考察している。</p> <p>第3章「オープンイノベーションの匿名化」では、近年成長しているアイデアの市場のモデルを構築している。アイデアの市場では特許法や著作権法で保護されない保護の弱い知的財産の取引が行われており、知的財産に関する市場としてはイノベーションの独占力を前提としないという特異性がある。この市場において、安価かつ迅速にアイデアを調達したい企業は仲介業者を通じてアイデアを募集し、別の企業や個人発明家や研究者が主に営業秘密の形態でアイデアを供給している。仲介業者は企業を匿名化するノイズとして機能するので、様子見をしていると競合他社に出し抜かれてしまうのではないかと企業を疑心暗鬼にし、イノベーションを誘発する引き金としての役割を果たす。この章において得られた重要な結論は、仲介業者が存在しない場合に発生するオープンイノベーションの停滞を、仲介業者が存在すれば回避するという点である。</p> <p>第4章「技術開示を伴う漏洩訴訟の賠償と訴訟戦略」では、営業秘密訴訟に伴った技術情報開示が抱える困難について論じている。営業秘密は意図的に漏洩されることもあるが、そうでないこともある。したがって、競合他社</p>																			

が模倣製品を生産するとき、イノベーションは盗用されたのか否かを訴訟で確認せねばならない。ところが、このためには技術情報を裁判所で開示する必要がある。それゆえ、イノベーターはしばしば訴訟を断念してしまうことが明らかにされた。また、イノベーターの訴訟意欲は期待される賠償額にも依存する。模倣者が意図的に発明を盗んだ場合のペナルティと、独自に開発を行ったものの情報汚染による過失で盗用となってしまった場合のペナルティはイノベーターの訴訟戦略に違いを生じさせる。意図的に発明を盗んだ場合のペナルティはイノベーターの訴訟を抑制するが、情報汚染による過失で盗用となってしまった場合のペナルティはイノベーターの訴訟を促進するという逆の作用を及ぼすことが明らかにされている。

第5章「共同事業における権利帰属を巡る交渉」では、プロジェクトの権利帰属が論じられている。既に実現されたプロジェクトで権利の帰属者が明確でない場合、権利を巡って争いが起こり、交渉の過程で一方に権利の帰属が認められるという形でこの交渉は終わりを迎えるかもしれない。権利帰属を巡る交渉では、単独でプロジェクトを利用できるときの利得が参照され、利得の比によって配分が決まることが明らかにされた。

第6章「結語」では、残された課題として、リバースエンジニアリングに関するモデルの拡張、秘密保持契約の期間を制限する意義、営業秘密法における保護根拠としての財産権ルールと責任ルールの問題を取り上げ、検討を加えている。

なお、本研究の第3章は、2013年に受理された下記の単著論文に基づいている。“An Anonymous Buyer of Intangible Property,” *Journal of Industry, Competition and Trade* (forthcoming), 2013。また、第5章は、2013年に掲載された下記の単著論文に基づいている。“Kalai-Smorodinsky Bargaining Solution and Alternating Offers Game,” *Theoretical Economics Letters*, 2013, 3, 78-79。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（経済学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。